### 統計法第 15 条の規定に基づく立入検査等について

令和3年8月20日 総務省政策統括官(統計制度担当)決定

# 1 本文書の趣旨

本文書は、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(令和2年6月2日閣議決定)の第3-3(4)「報告者の理解の増進・公平感の確保」における「統計調査に協力する報告者の公平感や統計調査の結果精度を確保するため、基幹統計調査の実施に際し、企業等から報告がなかなか得られない場合の対応として、立入検査等を積極的に実施する必要がある」との記載を踏まえ、総務省政策統括官が、統計法(平成19年法律第53号。以下「法」という。)第15条の規定に基づく立入検査等(以下「立入検査等」という。)を積極的に行っていくべき統計調査や、対象となる客体、必要な検査手順等を具体的に示すものである。

# 2 立入検査等とは

(1) 法第15条第1項においては、立入検査等について、次のように規定されている。

行政機関の長は、その行う基幹統計調査の正確な報告を求めるため必要があると認めるときは、当該基幹統計調査の報告を求められた個人又は法人その他の団体に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又はその統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- (2) このように、立入検査等は、報告の正確性を確保するための手段の一つと位置付けられ、 当初予定されていた通常の方法で情報が得られない場合に、調査票以外の関係書類の提出等 により、それを補完しようとするものである。
- (3) 具体的には、例えば、次のようなケースが想定される。
  - ① 提出された調査票の内容が通常の疑義照会では解消されず、企業の原帳簿等関係書類により確認せざるを得ない事情がある場合
  - ② 空家の敷地内に立ち入って、当該建築物の状況を調査員が確認する場合のように、本来の報告者から報告を得るよりも円滑に調査が実施できる場合
  - ③ 度重なる督促にもかかわらず調査票の提出がなされない場合に、関係書類から代替的に 情報を入手しようとする場合
- (4) なお、立入検査等は公権力の行使に該当する行為であると考えられるが、基幹統計調査が報告義務を課しつつも、これまで基本的には、調査対象者の理解と協力により成り立ってきており、その権限の行使は抑制的であることを踏まえると、慎重に運用すべきものと考える。このため、立入検査等は、法令に定められた手続を遵守し、立入検査等の対象となる者(以下「対象客体」という。)の理解と協力を得て行うべきであると考える。

また、基幹統計調査において通常実施されている疑義照会や回答の督促以外にも、様々な 取組を行っており、これらの手段を有効に行う余地があるのであれば、まず、それをなすべ きであると考えられ、通常の督促の後、立入検査等の実施に自動的かつ直ちに移行すること が想定されているわけではないことに留意が必要である。

# 3 立入検査等の実施が想定される統計調査

法第 15 条第 1 項では、基幹統計調査に限定して、立入検査等を行うことができることとされている。これは、基幹統計調査が、公的統計の中核となる基幹統計を作成するために行われるものとして、一般統計調査に比して、正確な報告を得る必要性が高いことを踏まえたものである。

また、統計調査の結果精度を確保するため、立入検査等の実施を積極的に行っていくべき統計調査としては、①事業所・企業等を対象としているもの、②調査票の未提出による結果の補正等が困難であるもの及び③母集団情報として利用されるなど他統計調査に多大な影響を与えるもの等が考えられる。

このため、事業所・企業等を対象とした全数調査であり結果の補正等が困難であることや経済統計の根幹に位置付けられる統計体系上、重要な調査であることなどから、立入検査等の実施が必要になる可能性が高い調査として、まずは、経済センサス-活動調査が想定される。

# 4 立入検査等の対象となり得る者及び事項

法第 15 条第 1 項では、立入検査等は、行政機関の長が「正確な報告を求めるため必要がある と認めるとき」に行うことができると規定されている。

「正確な報告を求めるため必要があると認めるとき」とは、例えば、基幹統計調査の結果得られた報告内容に関する疑義が報告義務者に対する通常の疑義照会では解消されない場合や、報告義務の不履行その他の理由により報告義務者から報告が得られない場合が挙げられるが、「必要があると認めるとき」に当たるか否かは、立入検査等を行うことにより得ようとする情報の内容及び量、関係者の数、疑義を解消しないことによる集計上の影響等を勘案して、個別に判断される。

このため、立入検査等の対象となり得る者は、これまで継続的に督促を行っているにも関わらず未報告である等の者の中から、当該統計調査の結果への影響度なども勘案し、各調査において具体的に決定するものとすることが適当である。

また、立入検査等の対象となり得る事項についても、当該統計調査の集計上の影響等を勘案 して個別に判断することとなるが、対象となる者の理解と協力を得て円滑に実施する観点から、 他の法令や制度等に基づき、対象となる者が当然に作成・保管している書類等から得られる事 項とすべきことに留意が必要である。

#### |5 立入検査等の実施主体|

法第15条第1項では、関係資料の提出を求め (\*\*\*\*)、立入検査(必要な場所に立ち入り、物件を検査し、又は関係者へ質問する方法) (\*\*\*\*)を「その統計調査員その他の職員」に行わせる

実施主体は、行政機関の長と規定されている。

なお、前記の「その」とは、行政機関の長(又は地方公共団体の長等)が自ら置いている「統計調査員その他の職員」を意味する。したがって、基幹統計調査の事務が民間委託された場合の民間事業者(民間事業者が雇用した調査員を含む。)は、立入検査を行うことはできない。これは、立入検査等に関する事務が公権力の行使に該当する行為であると考えられることを踏まえたものである。

#### 【参考1】報告義務者に対し関係資料の提出を求める方法

法第15条第1項の「当該基幹統計調査の報告を求められた個人又は法人その他の団体に対し、その報告に関し資料の提出を求め」との規定に基づくものである。

「当該基幹統計調査の報告を求められた個人又は法人その他の団体」とは、法第 13 条第 2 項に規定された「報告を求められた個人又は法人その他の団体」、すなわち、報告義務者を意味する。

「その報告に関し」とは、当該基幹統計調査において報告が求められている事項に関するものであることを 意味する。

「資料」とは、例えば、事業所の業務資料や不動産の権利書など、調査票以外の資料をいう。調査票については、「報告を求める事項」を報告するために本来用いられる帳票であり、個々の基幹統計調査の実施に当たって定められる命令(調査令や調査規則)においても、報告義務の履行方法として、その提出が義務付けられていることから、法第15条第1項で規定する「資料」には該当しない。

## 【参考2】立入検査(必要な場所に立ち入り、物件を検査し、又は関係者へ質問する方法)

法第15条第1項の「その統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる」との規定に基づくものである。

「必要な場所に立ち入り」とは、住宅や事業所の敷地内など、立入検査を実施するために必要とされる場所に立ち入ることをいう。

「帳簿、書類その他の物件を検査させ」とは、例えば、次のような場合が考えられる。

- ① 空き家のため居住者(所有者)から直接報告を求めることができない建物の広さや構造について、敷地内に立ち入って確認する場合
- ② 集合住宅の共用部分の構造などについて統計調査員自らが確認する場合
- ③ 事業所内の設備・施設や業務記録を確認する場合
- ④ 報告された土地や山林の所有面積について確認するため、土地の権利関係の書類の確認をする場合なお、報告義務者は、そもそも法第13条の規定による報告義務が課されていることから、法第15条第1項に規定する「関係者」には含まれない。すなわち、「関係者」とは、報告義務者以外の者をいう。「関係者に質問させる」とは、例えば、次のような場合が考えられる。
- ① オートロックのため入居世帯と接触できない集合住宅について、その管理会社の事務所に赴いて入居状況 について質問する場合(帳簿を確認するような場合においては、「検査させ」にも該当する。)
- ② 事業所の敷地内で従業者に聞き取りを行う場合

## |6 立入検査等の手順(別添参照)

#### (1)事前周知

統計法施行令(平成20年政令第334号)第5条では、行政機関の長は、基幹統計調査を行うに当たっては、その報告を求める個人又は法人その他の団体に対し、下記i)及びii)について、調査票に記載することその他の方法により、明示しなければならないと規定されている。

- i) 当該調査に係る統計が基幹統計に該当することを示す事実
- ii) 当該調査について法第13条及び第15条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の 適用がある旨

これを踏まえ、次に掲げる方法などにより、報告が得られない場合には立入検査等の手続を行う可能性があることについて事前周知を図る必要がある。

- ① 調査票等 (参考3) への記載
- ② 疑義照会や督促の過程において、報告が得られない場合、立入検査等により、情報提供を求める可能性を明示
- ③ 当該統計調査に関するウェブサイトでの周知

#### 【参考3】調査票等への記載

調査票の余白の問題から全てを記載できない場合があるほか、調査票を配布せず、聞き取りで調査を行う場合もあり得るところであり、そのような場合、「調査のお知らせ」等、調査票とは別の書類にその旨を明示する場合も考えられる。また、オンライン調査の場合には、書類ではなく、画面上に表示することも考えられる。

## (2) 立入検査等

## ア 立入検査等の対象となる者の選定

立入検査等は、基幹統計調査の結果得られた報告内容に関する疑義が報告義務者に対する通常の疑義照会では解消されない場合や、報告義務の不履行その他の理由により報告義務者から報告が得られない場合に行うものであることから、基幹統計調査において通常実施されている疑義照会や回答の督促の実施後に行うことが想定される。

このため、対象客体の選定は、前記4の立入検査等の対象となり得る者のうち、書面による督促を行っているなど、疑義照会や回答の督促を実施済みであることが証明できるものの中から、前記2(4)の考え方を踏まえつつ、当該統計調査の結果への影響度なども勘案の上、優先順位を付けて行うことが望ましい。

なお、上述の督促等に係る書面には、報告が得られない場合には立入検査等の手続を行う可能性があることについて、あらかじめ記載しておくべきである。

#### イ 実施内容の判断

立入検査等の実施内容については、前記4の考え方を踏まえ、立入検査等を行うことにより得ようとする情報を選定した上で、その情報の内容及び量、関係者の数などに応じて、 以下のいずれかの方法を選択することとなる。

- ① 報告義務者に対し関係資料の提出を求める方法
- ② 立入検査(必要な場所に立ち入り、物件を検査し、又は関係者へ質問する方法)

#### ウ 立入検査の予告等

立入検査(必要な場所に立ち入り、物件を検査し、又は関係者へ質問する方法)の実効性を確保するため、立入検査の実施に際しては、事前に対象客体に通知の上、会計担当者など必要な対応ができる者の立会いを求めることが適当である。

当該通知においては、下記事項を記載することが考えられる。

- 日時、場所、実施者側の対応者
- 対象となる基幹統計調査の名称
- ・ 対象となる帳簿書類その他の物件、提供を求めたい情報の内容(ヒアリング事項)
- 会計担当者等、立会いを求めたい者
- ・ 当該権限を行使し得る法令上の根拠(罰則の存在を含む。)

※ 現地に赴く予定日については、対象客体の協力が得られるよう、複数の日や一定範囲の期間を候補として対象客体に提示し、対象客体の都合を優先して調整することが望ましい(対象客体から拒否された場合の対応については、後記工②iii)参照)。

#### エ 立入検査等の実施

## ① 報告義務者に対し関係資料の提出を求める場合

#### i) 資料提出の求めの実施

資料提出の求めに係る実施通知には、以下に掲げる事項を記載することが考えられる。

- ・ 提出を求めたい情報の内容
- 提出期限
- ・ 当該権限を行使し得る法令上の根拠(罰則の存在を含む。)

また、この実施通知には、資料提出時に対象客体が所有権を放棄するか否かを記載する提出書の様式を添付することが考えられる(後記ii)参照)。

なお、資料提出の求めの実施過程において、対象客体から調査票の提出や情報の提供を受けた場合は、その報告内容も勘案し、資料提出の求めの実施手続を中止することもあり得る。

#### ii) 提出された資料の受領及び返還

提出された資料の受領及び返還については、以下の要領で行うことが考えられる。

- ・ 資料を提出させる際、対象客体に所有権を放棄するか否かを記載した提出書に必要な資料を添えて提出させる。提出された資料を受領した後、対象客体が資料の所有権を放棄する場合は「受領した旨」、放棄しない場合は「保管する旨」を記載した書面を対象客体に交付する。
- ・ 資料を返還する場合は、資料を受領した際交付した「保管する旨」を記載した書面と引き換えとする。その際、対象客体に返還を受けた旨の奥書又は受領書など返還を証明するものを提出させる。

#### iii) 期限までに資料が提供されなかった場合の対応

所定の期限までに対象客体から資料が提供されなかった場合、数次にわたり督促を 行うとともに、提供しない理由を確認の上、資料提供の必要性や目的について丁寧に 説明するなど、対象客体を説得することとなる。

なお、提供しない理由の把握、提供を拒否した者の確認等、客観的情報の把握に可能な限り努めること、併せて、督促等を実施した職員等の説明内容を記録しておくことが望ましい。

また、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」(平成 22 年 3 月 30 日 各府省統計主管部局長等会議申合せ)Ⅲ 3 (1)①を踏まえて作成したマニュアルを参考に、特に悪質と考えられる場合、客観的情報や記録など十分な証拠を準備した上で

告発状を作成し、告発の手続を進めることも想定される。

# ② 立入検査(必要な場所に立ち入り、物件を検査し、又は関係者へ質問する方法)を行う場合

#### i)立入検査の実施

前記ウの予告を行った上で、なお対象客体から報告が得られていない場合、立入検査を実施することとなる。なお、実際の立入検査に当たって留意すべきこととして、例えば以下の点が考えられる。

- ・ 対象客体に対しては、必要最小限度の関与となるよう、基本的に日中又は営業時間内などに立入検査を行うこと(ただし、対象客体が営業時間外を希望するなどの場合には、柔軟に対応すべきである。)。
- ・ 検査において、みだりに対象客体の業務に支障が生じることのないようにすること (例えば、立会者に確認せずに作業中の従業員等に対して質問を繰り返し行うことなど)。
- ・ 検査により知り得た対象客体の情報は、他に漏らさないこと。 なお、立入検査の実施過程において、対象客体から調査票の提出や情報の提供を受けた場合は、その報告内容も勘案し、立入検査の実施手続を中止することもあり得る。

#### ii) 立入検査証の携帯及び提示

法第 15 条第 2 項では、統計調査員その他の職員が立入検査のために現地に赴く際は、統計法施行規則(平成 20 年総務省令第 145 号)第 5 条で規定された立入検査をする統計調査員その他の職員の身分を示す証明書(立入検査証)を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示する必要があると規定されている(参考4)(立入検査証の様式は、別添参照)

#### 【参考4】立入検査証の携帯及び提示

立入検査は、住宅や事業所の敷地内など必要な場所に立ち入って行うものであることから、立入検査を受ける関係者に対して、正当な権限に基づいて行うものであることを明らかにする必要がある。そこで、立入検査を行う統計調査員その他の職員は、立入検査を行うための特別の証明書(立入検査証)を携帯し、関係者の求めに応じて、これを提示しなければならない。法第15条第2項において「関係者の請求があったとき」と規定しているのは、法に基づく立入検査においては、空き家や廃業した事業所の敷地内といった人が所在しないところに立ち入る場合など、証明書を提示する相手方がその場に居合わせない場合があることを踏まえたものであるが、調査実務の上では、請求を受けて初めて提示するよりも、立入検査を行う職員の方から自主的に提示する(外部からよく見える部分に着用することも含む。)ことが望ましい。

なお、この証明書は、立入検査を行う際に必要とされるものであって、統計調査員の一般的な身分証明書と して利用することは想定されていない。

#### iii) 立入検査を拒否された場合の対応

立入検査等の権限は、法第61条の罰則によってその実効性が担保されているが、対象客体が拒否した場合に、その抵抗を排除してまで行使することはできない (参考5)。

したがって、立入検査を拒否された場合は、拒否する理由を確認の上、立入検査の 必要性や目的について丁寧に説明するなど、対象客体を説得することとなる。 なお、拒否する理由の把握、拒否した者の確認等、客観的情報の把握に可能な限り 努めること、併せて、立入検査の実施内容について、実施した統計調査員その他の職 員の説明内容を記録しておくことが望ましい。

また、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」Ⅲ 3 (1)①を踏まえて作成したマニュアルを参考に、特に悪質と考えられる場合、客観的情報や記録など十分な証拠を準備した上で告発状を作成し、告発の手続を進めることも想定される。

## 【参考5】「統計法制度に関する研究会報告書」(平成18年6月5日公表)(抜粋)

統計法第13条の実地調査権については、指定統計調査の場合にのみ認められるものであるが、これまで調査 実施者や地方公共団体においても行使された実績はほとんど皆無であるから、受託者にこれを認める必要性は 低く、仮にその行使の必要性が生じた場合であっても調査実施者や地方公共団体の職員が行使することにより 対応できるものと考える。

なお、この実地調査権は、相手方の意思にかかわらず一方的・強制的に権力を行使する「実力行使」でなく、 拒否者に対する罰則(統計法第19条第3号)を背景に義務の履行を求めることができるにとどまり、実力行使 を行うことはできない「間接強制」に該当すると解される。(以下略)

(注)「統計法制度に関する研究会」は、統計データの二次的利用の促進等を検討することを目的に、平成 16 年 11 月から平成 18 年 5 月まで開催された。このため、同報告書では、平成 19 年に全部改正される前の統計法(昭和 22 年法律第 18 号)の条文が引用されている。

#### オ 実施状況の公表

立入検査等の実施の透明性を確保するため、原則として、立入検査等の実施後、その実施状況を公表することが適当である。

公表方法については、例えば、当該統計調査に関するウェブサイトにおいて立入検査等 を実施した旨やその実施件数などを公表することが考えられる。

ただし、対象客体が特定されるおそれのある情報が公になることがないよう、留意する 必要がある <sup>(参考6)</sup>。

## 【参考6】対象客体の名称の公表について

立入検査等の対象客体の名称を公表することは、報告義務を履行しなかったことの制裁としての意味を持つと解される面もあり、このような制裁としての公表には、法律の留保が及ぶと考えられている。

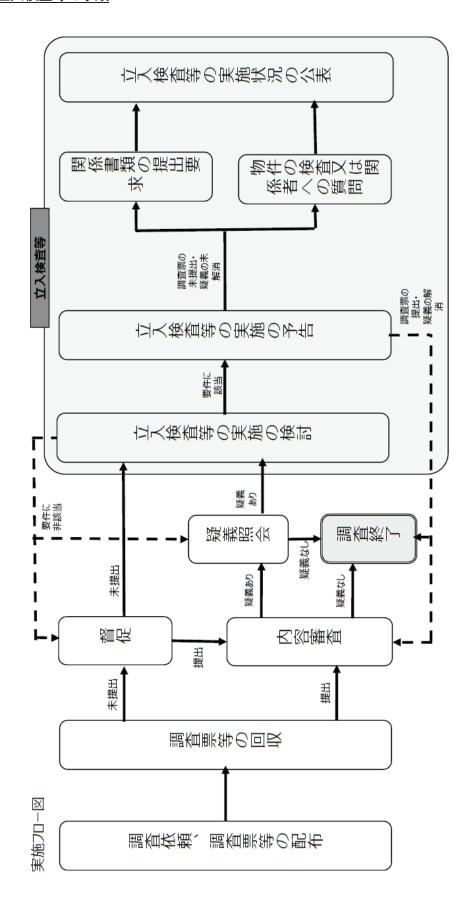
#### 7 経済センサス - 活動調査における立入検査等の実施

総務省・経済産業省は、令和3年経済センサス-活動調査の実施に当たり、上記1~6に示す考え方を参考に、立入検査等を積極的に行っていくための実務的な方策について、検討すること。

# 8 本文書の見直し

本文書は、統計調査を取り巻く情勢の変化や、経済センサス - 活動調査における立入検査等の実施状況を踏まえ、立入検査等の問題点の把握や事例の分析等を行い、これを関係府省で共有するなどの取組を行い、適宜見直しを行う。

# (別添) 立入検査等の手順



### (参考)

○ 統計法 (平成 19 年法律第 53 号) (抄)

#### (報告義務)

- 第十三条 行政機関の長は、第九条第一項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。
- 2 前項の規定により報告を求められた個人又は法人その他の団体は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。
- 3 第一項の規定により報告を求められた個人が、未成年者(営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。)又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。

#### (立入検査等)

- 第十五条 行政機関の長は、その行う基幹統計調査の正確な報告を求めるため必要があると認めるときは、当該基幹統計調査の報告を求められた個人又は法人その他の団体に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又はその統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。
  - 一 第十三条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした個人又は法 人その他の団体(法人その他の団体にあっては、その役職員又は構成員として当該行為をした 者)
  - 二 第十五条第一項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の 規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁 をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
  - 三 (略)
- 統計法施行令 (平成 20 年政令第 334 号) (抄)

(基幹統計調査であること等の明示)

- 第五条 行政機関の長は、基幹統計調査を行うに当たっては、その報告を求める個人又は法人その 他の団体に対し、当該調査に係る統計が基幹統計に該当することを示す事実並びに当該調査について法第十三条及び第十五条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用がある旨を、調査 票に記載することその他の方法により、明示しなければならない。
- 統計法施行規則(平成20年総務省令第145号)(抄)

(基幹統計調査の承認の申請書に記載すべき事項)

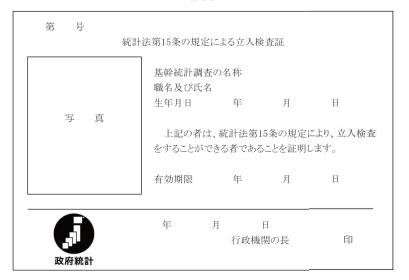
- 第三条 法第九条第二項第九号の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - 一 調査票情報の保存期間及び保存責任者
  - 二 法第九条第二項第三号の報告を求める事項のうち、法第十五条第一項の規定による立入検査等の対象とすることができる事項

## (立入検査の証明書)

第五条 法第十五条第二項の立入検査をする統計調査員その他の職員の身分を示す証明書は、別記 様式によるものとする。

別記様式 (第五条関係)

(表面)



(裏面)

#### 統計法(平成19年法律第53号)(抄)

- 第15条 行政機関の長は、その行う基幹統計調査の正確な報告を求めるため必要があると 認めるときは、当該基幹統計調査の報告を求められた個人又は法人その他の団体に対し 、その報告に関し資料の提出を求め、又はその統計調査員その他の職員に、必要な場所 に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができ る。
- 2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書 を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
  - 二 第15条第1項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は 同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問 に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A7とする。

○ 「公的統計の整備に関する基本的な計画」(令和2年6月2日閣議決定)(抄)

(本文)

- 第3 公的統計の整備に必要な事項
  - 3 統計の利活用促進・環境改善
  - (4) 報告者の理解の増進・公平感の確保

統計調査を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、統計調査の円滑・効率的な実施や統計精度の向上のためには、報告者における統計調査への理解の増進を図る取組を更に強化するとともに、報告義務が課される基幹統計調査における報告者間の公平感を確保することが重要である。

各府省では、第II 期基本計画に基づき、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動 指針」(平成22年3月30日各府省統計主管部局長等会議申合せ。平成25年1月31日最終 改正)や「統計調査の円滑な実施を阻害する行為への対処に係る考え方」(平成25年総務省 政策統括官(統計基準担当)室)等を踏まえつつ、府省間及び地方公共団体との情報共有や、 報告者の理解の増進に取り組んでいる。

最終取りまとめでは、①統計法第15条に基づく立入検査等 (注29) を積極的に行っていくこと(略)が求められている。

(略)

このため、総務省を中心とする関係府省は、統計調査に協力する報告者の公平感や統計調査の結果精度を確保するため、基幹統計調査の実施に際し、企業等から報告がなかなか得られない場合の対応として、立入検査等を積極的に実施する必要がある。その対象となる統計調査の選定に当たっては、①事業所・企業等を対象としていること、②調査票の未提出による結果の補正等が困難であること及び③母集団情報として利用されるなど他統計調査に多大な影響を与えることを基本とする。対象となる客体の選定については、①継続的に督促を行っているにも関わらず未報告、②数次の調査にわたり継続的に未報告、③組織的な対応として未報告のいずれか又は複数に該当することを基本的な考え方として、当該統計調査の結果への影響度なども勘案し、各調査において具体的に決定するものとする。また、立入検査等の実効性を確保するため、立入検査等の実施に際しては、事前に対象企業等に通知の上、会計担当者など必要な対応ができる者の立会いを求めることや、事後に立入検査等の実施状況を公表することを原則とする。当面の対応として、総務省及び経済産業省は、これらの実施事項等の更なる具体化を図るため、その重要性も鑑み、経済センサス・活動調査を念頭に検討を進める。

(以下略)

(注29) 資料の提出の求め、必要な場所に立ち入っての帳簿・書類その他の物件の検査又は関係者への質問

(別表「第3 公的統計の整備に必要な事項」部分)

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
3 統計の利	○ 経済産業省の協力を得て、経済センサス - 活動	総務省、	令 和 3 年
活用促進•	調査を念頭にしつつ、統計法以外の法令に基づき	経済産業	(2021 年)経
環境改善	実施されている立入検査等の事例も参考とし、統	省	済センサス -
(4) 報告者の	計法第15条に基づく立入検査等を積極的に行って		活動調査の企
理解の増	いくべき統計調査や、対象となる客体、必要な検査		画時期までに
進・公平感	手順等の更なる具体化について、結論を得る。これ		結論を得る。
の確保	を踏まえ、令和3年(2021年)経済センサス - 活		また、実務的
	動調査において、立入検査等を積極的に行ってい		な方策につい
	くための実務的な方策について検討し、結論を得		て、同調査の
	る。		実施時期まで
			に結論を得
			る。
	○ 他の基幹統計調査における立入検査等の積極的	総務省	令和4年度
	な実施を促すため、令和3年(2021年)経済セン		(2022 年度)
	サス・活動調査における立入検査等の実施状況を		末までに実施
	踏まえ、立入検査等の問題点の把握や事例の分析		する。
	等を行い、これを関係府省で共有するなどの取組		
	を行う。		